

# 滋賀県建築確認申請等電子申請マニュアル

令和8年 10 月

滋賀県交通まちづくり部

建築開発課指導係

## 目次

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| 1.申請前の確認事項 .....                    | 2  |
| 【確認①】 申請窓口と審査先 .....                | 2  |
| 【確認②】 電子申請窓口 .....                  | 3  |
| 【確認③】 ICBA 電子申請システムで受付している手続き ..... | 3  |
| 【確認④】 電子申請受付日の考え方 .....             | 4  |
| 2. 滋賀県建築確認等電子申請手順 .....             | 5  |
| 【Step0】 申請の流れ .....                 | 5  |
| 【Step1】 申請書データの作成 .....             | 6  |
| 【Step2】 申請書作成・提出、添付ファイル提出 .....     | 6  |
| 【Step3】 引受審査中の図面等の補正 .....          | 6  |
| 【Step4】 手数料納付申請(しがネット受付サービス) .....  | 7  |
| 【Step5】 本審査中での図面等の補正 .....          | 18 |
| 【Step6】 確認済証等受取 .....               | 18 |
| 【その他】 取下げ手順等 .....                  | 18 |
| 3. よくある質問 .....                     | 19 |
| 【建築許可・認定手続きの電子申請について】 .....         | 19 |
| 【手数料の納付方法について】 .....                | 19 |

# 1.申請前の確認事項

## 【確認①】 申請窓口と審査先

建築基準法および建築物省エネ法による申請手続きは、建築物の所在地に応じて各土木事務所にて下記申請窓口土木事務所へ提出してください。申請いただいた案件の内、規模に応じて土木事務所または滋賀県庁にて審査を行います。

| 所在地                                    | 申請窓口                      | 規模                                                | 審査先                                                                                                                      |
|----------------------------------------|---------------------------|---------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 栗東市<br>野洲市<br>甲賀市<br>湖南市<br>日野町<br>竜王町 | 甲賀土木事務所<br>管理調整課<br>建築指導係 | 階数3以下<br>かつ<br>延べ面積<br>2,000 m <sup>2</sup><br>未満 | 甲賀土木事務所 管理調整課建築指導係<br>所在地:甲賀市水口町水口 6200<br>TEL:0748-63-6163<br>FAX:0748-63-1504<br>メール:koka-shidou@pref.shiga.lg.jp      |
| 愛荘町<br>豊郷町<br>甲良町<br>多賀町<br>米原市        | 湖東土木事務所<br>管理調整課<br>建築指導係 |                                                   | 湖東土木事務所 管理調整課建築指導係<br>所在地:彦根市元町 4-1<br>TEL:0749-27-2250<br>FAX:0749-23-3531<br>メール:kotou-shidou@pref.shiga.lg.jp         |
| 高島市                                    | 高島土木事務所<br>管理調整課<br>建築指導係 |                                                   | 高島土木事務所 管理調整課建築指導係<br>所在地:高島市今津町今津 1758<br>TEL:0740-22-6046<br>FAX:0740-22-6077<br>メール:takashima-shidou@pref.shiga.lg.jp |
| 上記の市町                                  |                           | 上記以外                                              | 滋賀県庁 建築開発課指導係<br>所在地:大津市京町4丁目1-1<br>TEL:077-528-4258<br>FAX:077-528-4912<br>メール:shidou@pref.shiga.lg.jp                  |

※建築基準法および建築物省エネ法による手続きおよび本マニュアルに関する質疑・相談は、上記の表に記載されている各土木事務所または滋賀県庁までお問い合わせください。

※上記以外の大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、東近江市につきましては、市役所で建築確認等の事務を行っておりますので、各市の建築指導担当課にお問い合わせください。

## 【確認②】 電子申請窓口

電子申請により提出する場合は、一般財団法人建築行政情報センターの電子申請受付システム(以下「ICBA 電子申請システム」)よりアカウント作成の上申請をお願いします。

※電子申請受付窓口に掲載されている操作説明書ならびに電子申請受付中の審査機関一覧の留意事項および利用規約をよく確認いただき申請いただくようお願いします。

※建築物の所在地および規模に応じて、担当する事務所が変わりますので、案件名の初めに【〇〇土木事務所】または【滋賀県庁】のように審査先名の記載をお願いします。(記載がない場合は引受審査の遅れなどにより、確認済証の交付までに想定されている以上の期間がかかる場合があります。)

○一般財団法人建築行政情報センター 電子申請受付システム 電子申請受付窓口  
(<https://www.icba.or.jp/denshishinsei/reception-list.html>)

○電子申請受付中の審査機関一覧  
(<https://afba.shinsei-kenchikugyousei-db.jp/guest/shinsakikan>)

## 【確認③】 ICBA 電子申請システムで受付している手続き

建築基準法および建築物省エネ法の手続きの内、ICBA 電子申請システムにて受付をしている手続きは以下の手続きとなります。

| 申請種別                             | 対象                | 備考                                                                                                       |
|----------------------------------|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 確認申請(計画通知含む)                     | 建築物<br>昇降機<br>工作物 | ・計画変更にも対応しています。<br>・昇降機以外の建築設備、工作物(観光用エレベーター等および法第 88 条第 2 項)には対応していません。<br>・各種届出(変更届・選定届・誤記訂正等)も提出可能です。 |
| 中間検査申請(特定工程<br>工事終了通知含む)         | 建築物<br>昇降機<br>工作物 |                                                                                                          |
| 完了検査申請(工事完了<br>通知含む)             | 建築物<br>昇降機<br>工作物 | ・建築物用途変更時の工事完了届および工事完了通知も受付しています。                                                                        |
| 省エネ適合性判定申請<br>(省エネ適合性判定通知<br>含む) | 建築物               | ・計画変更にも対応しています。<br>・軽微変更該当証明申請および軽微変更該当証明通知も提出可能です。                                                      |

※特定建築物および防火設備の定期報告につきましては、別途しがネット受付サービスより電子申請を受け付けています。

○建築基準法に基づく定期報告のオンライン申請について

( <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/zyuutaku/337762.html> )

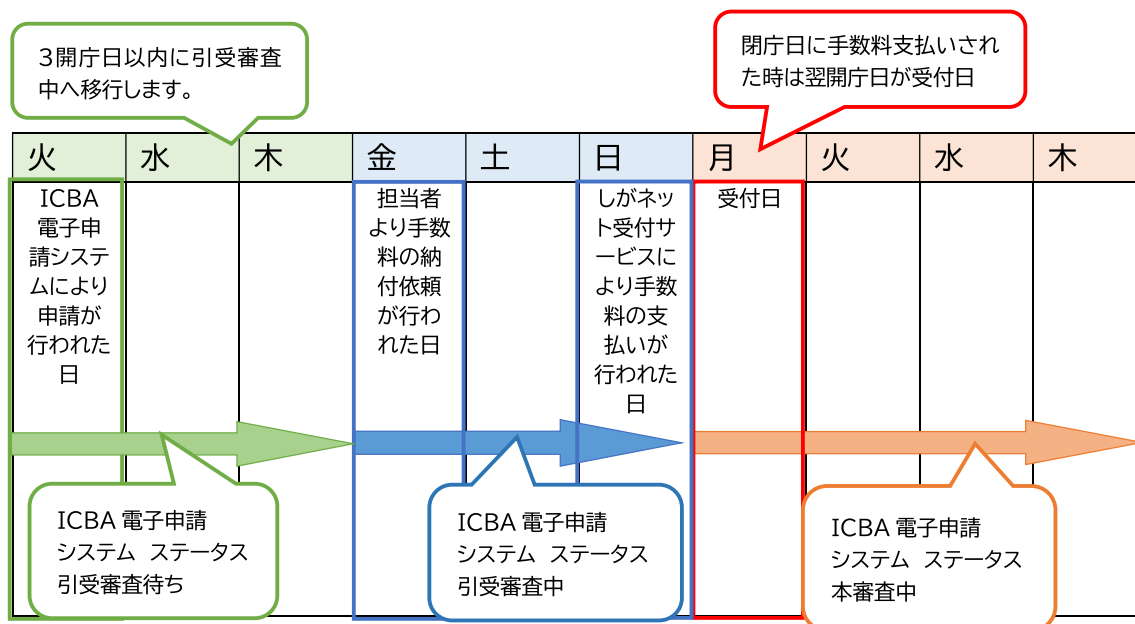
## 【確認④】 電子申請受付日の考え方

原則として、受付日はしがネット受付サービスにより支払いされた日となります。

※ICBA 電子申請システムによる申請およびしがネット受付サービスによる手数料の支払いは24時間可能ですが、閉庁日および開庁時間外の申請は翌開庁日が受付日となります。年末年始等の長期閉庁期間中は、受付日にならないため余裕を持った申請をお願いします。

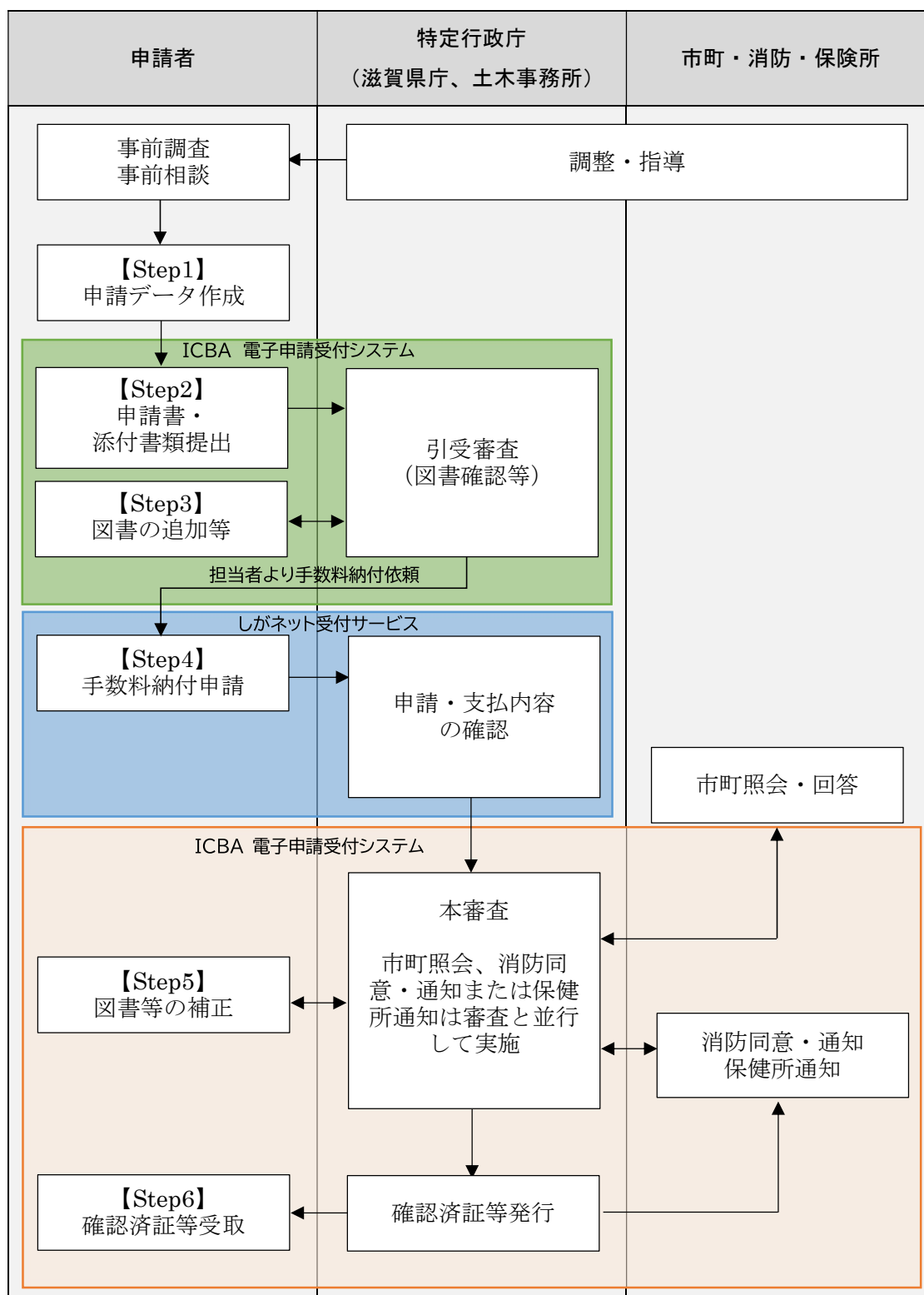
※手数料に誤りがある場合、申請取り下げの上、再申請が必要になります。申請取り下げ方法については本マニュアルの「[【その他】 取下げ手順等](#)」をご確認ください。

※中間検査および完了検査等の現場検査を伴う申請である場合は、県の職員との協議により現場検査の実施日を決定した日以降に当該申請を行うものとしますので、申請前に ICBA 電子申請システムまたはメール等により検査日の調整をお願いします。



## 2. 滋賀県建築確認等電子申請手順

### 【Step0】 申請の流れ



※ 上記の手続きフローは標準的な手続きの流れになりますので御留意ください。

※ 本マニュアルにおける確認済証等とは建築基準法の確認済証、中間検査合格証、検査済証および省エネ適合判定通知書等の書類のことをいいます。

※ 中間検査申請、完了検査申請の場合は本審査後に検査を行い、建築関係基準関係規定に適合している場合に検査済証等を交付します。

## 【Step1】 申請書データの作成

申請書以外の申請に必要な様式について、滋賀県ホームページ等からダウンロードし、それぞれ別の PDF ファイルで作成してください。

○滋賀県ホームページ

・滋賀県建築基準法等施行細則

[https://www.pref.shiga.lg.jp/site/jourei/reiki\\_int/reiki\\_honbun/k001RG00000913.html](https://www.pref.shiga.lg.jp/site/jourei/reiki_int/reiki_honbun/k001RG00000913.html)

・建築基準法等に関する手続き等について

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/zyuutaku/316118.html>

- 各必要書類はひとつのファイルとせずに、書類の種類ごとにファイルを分けてください。
- 添付ファイル容量は1送信あたり1GB の上限があります。データが大きい場合は圧縮もしくは分割してください。
- 添付ファイルは日本語でわかりやすいファイル名としてください。

## 【Step2】 申請書作成・提出、添付ファイル提出

「1.申請前の確認事項 【確認②】 電子申請窓口」(P.3)にて作成したアカウントで ICBA 電子申請システムにログインし、申請書の作成および添付ファイルのアップロードを行う。

- 申請書の作成・提出等について、システムの操作方法の詳細は一般財団法人建築行政情報センター 電子申請受付窓口ページより、「申請者向け\_電子申請受付システム操作説明書」を確認ください。(以下【Step3】【Step6】【Step7】も同様。)

## 【Step3】 引受審査中の図面等の補正

引受審査にて申請書の添付図書等の確認を行い、図書等の不足等があった場合には補正依頼を行いますので、メール等を確認いただき図書等の補正をお願いします。

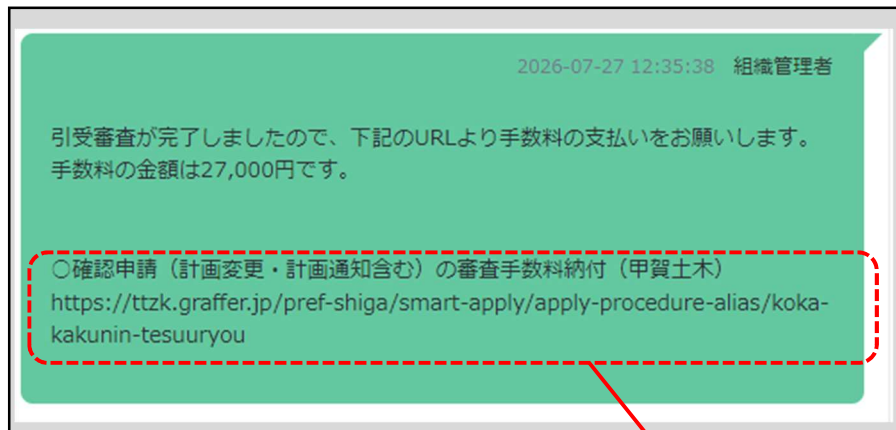
送信先が誤っている場合等で引き受けできない場合は、引受拒否(差戻)し、指摘事項等を記載しますのでご確認ください。

## 【Step4】手数料納付申請(しがネット受付サービス)

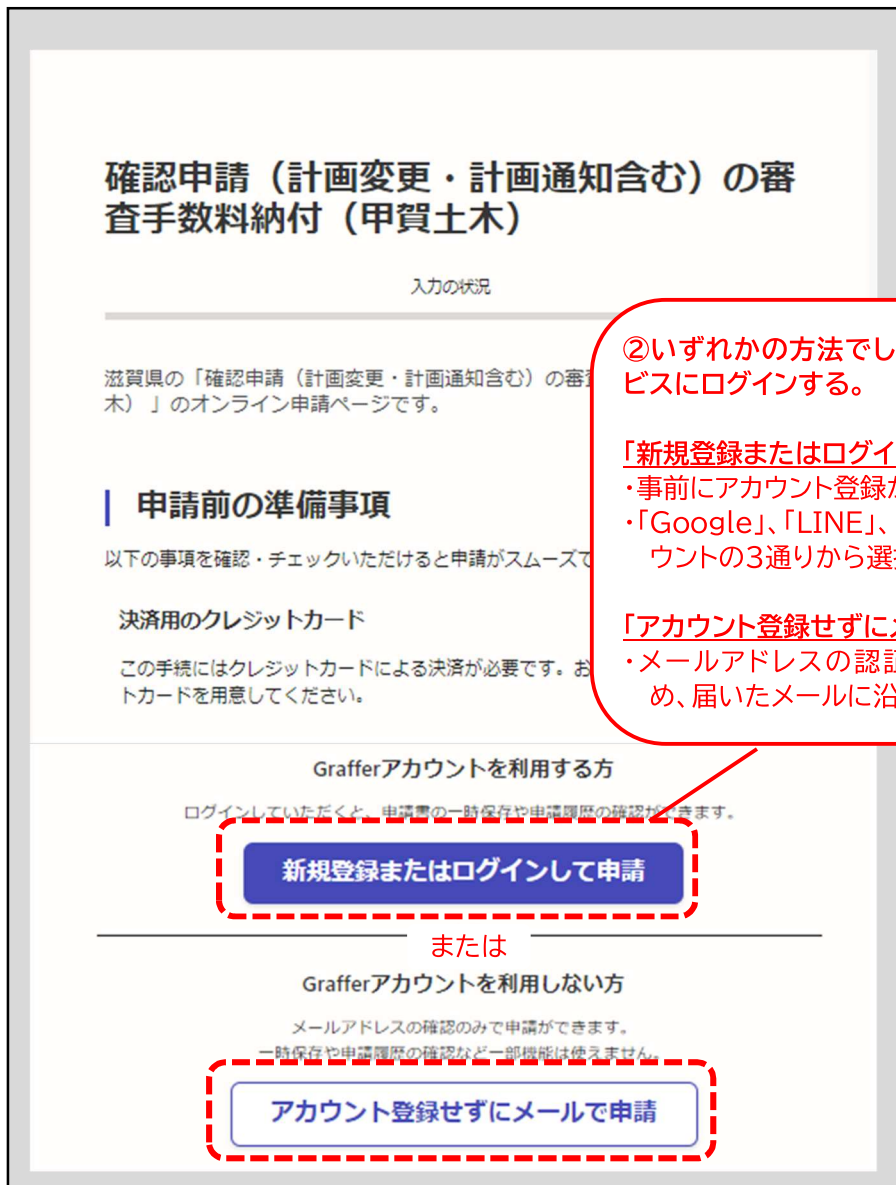
### 事前準備

- しがネット受付サービスの申請を開始するには、①「ログインして申請に進む」と②「メールを認証して申請に進む」の2通りの手段があります。  
①の手段による場合は、事前にアカウント登録が必要です。①-1. Google でログイン、①-2. LINE でログイン、①-3. Graffer アカウントでログインの3通りから選択可能です。選択後は画面の指示に従ってログインしてください。
- この手順にはクレジットカードによる決済が必要です。お手元に有効なクレジットカードを用意してください。
- メールのやり取りが発生しますので、下記のメールアドレスからのメールを受信できるようにしておいてください。
  - ▶ [koka-shidou@pref.shiga.lg.jp](mailto:koka-shidou@pref.shiga.lg.jp) (甲賀土木事務所)
  - ▶ [kotou-shidou@pref.shiga.lg.jp](mailto:kotou-shidou@pref.shiga.lg.jp) (湖東土木事務所)
  - ▶ [takashima-shidou@pref.shiga.lg.jp](mailto:takashima-shidou@pref.shiga.lg.jp) (高島土木事務所)
  - ▶ [shidou@pref.shiga.lg.jp](mailto:shidou@pref.shiga.lg.jp) (滋賀県建築開発課)
  - ▶ [noreply@mail.graffer.jp](mailto:noreply@mail.graffer.jp) (しがネット受付サービス)

ログインする



①担当者から連絡があったURLよりしがネット受付サービスにアクセスする。



②いずれかの方法でしがネット受付サービスにログインする。

「新規登録またはログインして申請」…

- ・事前にアカウント登録が必要。
- ・「Google」、「LINE」、「Graffer」のアカウントの3通りから選択可能。

「アカウント登録せずにメールで申請」…

- ・メールアドレスの認証メールが届くため、届いたメールに沿って認証する。

## 確認申請（計画変更・計画通知含む）の審査手数料納付（甲賀土木）

入力の状況

0%

滋賀県の「確認申請（計画変更・計画通知含む）の審査手数料納付（甲賀土木）」のオンライン申請ページです。

### 申請前の準備事項

以下の事項を確認・チェックいただくと申請がスムーズです。

#### 決済用のクレジットカード

この手続にはクレジットカードによる決済が必要です。お手元に有効なクレジットカードを用意してください。

### 利用規約をご確認ください

[利用規約](#)  に同意して、申請に進んでください



☒ 利用規約に同意する 必須

③利用規約の同意に ☒ して、申請に進む。

申請に進む

## 必要情報の入力

確認申請（計画変更・計画通知含む）の審査手数料納付（甲賀土木）

入力の状況 20%

### 入力フォーム

#### 申請者の情報

申請者の種別 必須

☒ 個人

☐ 法人

④いずれかを選択する。

氏名 必須  
申請者の情報を入力してください。

氏名（カナ） 必須  
申請者の情報を入力してください。

⑤申請者の情報を入力する。

入力内容に不備があります。内容を確認してください。

一時保存して、次へ進む

## 入力フォーム

### 担当者（しがネット受付サービスで入力する人）の情報

担当者の種別

必須

☐ 個人

☐ 法人

⑥いずれかを選択する。

法人名

必須

担当者（しがネット受付サービスで入力する人）の情報を入力してください。

※代理者による申請の場合は代理者の情報を入力。

法人名（カナ）

必須

担当者（しがネット受付サービスで入力する人）の情報を入力してください。

法人代表者名

必須

電話番号

必須

担当者（しがネット受付サービスで入力する人）の情報を入力してください。

日中連絡が取れる電話番号を入力してください。

※日中連絡が取れる電話番号を入力してください。  
連絡がとれない場合、受付に時間を要する場合があります。

メールアドレス

必須

担当者（しがネット受付サービスで入力する人）の情報を入力してください。

連絡担当者名

必須

申請内容に確認が必要な際に連絡することがあるため、担当者の氏名を入力してください。

入力内容に不備があります。内容を確認してください。

一時保存して、次へ進む

確認申請（計画変更・計画通知含む）の審査手数料納付（甲賀土木）

入力の状況

60%

## 入力フォーム

### 申請の内容

**申請する建築物等の位置（市町）** 必須

下記以外の場所で建築する場合、この申請フォームからは納付できません。

選択してください

**申請内容** 必須

選択してください

**種別** 必須

建築物・工作物・昇降機の種別を選択してください。

選択してください

**物件名称** 必須

物件名称を記載してください。

**審査手数料** 必須

・建築審査手数料の申請書と併せて、必ず入力してください。  
(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/zyuutaku/316118.html>)  
・審査手数料が分からない場合は、甲賀土木事務所へお問い合わせください。

円

必須

☐ 上記の審査手数料が正しいことを確認した

一時保存して、次へ進む

< 戻る

⑦申請する建築物の位置等をプルダウンから選択する。

※ICBAの電子申請受付システムと申請の内容整合を行うため誤りがないように注意してください

⑧担当者から連絡のあった審査手数料額を確認し、金額を入力し、☒ する。

※金額に誤りがある場合、正しい金額になるまで受付できません。

## 支払方法を設定する

⑨支払いに使うクレジットカードを設定する。

⑩申請手数料に誤りがないか確認する。

※金額に誤りがある場合、⑦に戻り金額を修正してください。

確認申請（計画変更・計画通知含む）の審査手数料納

入力状況

### 支払い方法の設定

支払い方法

お支払いに使うクレジットカードが設定されています。

**設定する**

#### 支払い方法

ご利用可能なクレジットカード

カード番号 1234 5678 9012 3456

月 年

セキュリティコード 123

キャンセル 設定する

#### 支払い内容

このお手続きの申請には以下の支払いが請求されます。

| 費目      | 金額             |
|---------|----------------|
| 確認申請手数料 | 27,000円        |
| 合計      | <b>27,000円</b> |
| 非課税     | 27,000円        |

次へ進む

< 申請内容の入力へ戻る

申請する

確認申請（計画変更・計画通知含む）の審査手数料納付（甲賀土木）

入力状況

100%

## 申請内容の確認

### 申請者の情報

申請者の種別

個人

氏名

遊賀 太郎

氏名（カナ）

シガ タロウ

### 担当者（しがネット受付サービスで入力する人）の情報

～

審査手数料

27000

円

上記の審査手数料が正しいことを確認した

通知書の電子交付について

通知書の電子交付を希望する

### 支払いの内容

支払い金額

合計

27,000 円

非課税

27,000 円

⑪ 上記申請内容、金額  
に誤りがないか確認  
し、申請する。

この内容で申請する

### 申請が完了しました

完了メールを登録頂いたメールアドレスに送信しました。また、[申請内容はこちら（申請詳細）](#) からご確認ください。

⑫「申請が完了」と表示されたら、登録されたメールアドレスに「申請確認のお知らせ」メールが届いているか確認する。

差出人：noreply@mail.graffer.jp

宛先：

CC：

件名：確認申請（計画変更・計画通知含む）の審査手数料納付（甲賀土木）申請確認のお知らせ

日時：2026年07月30日(木) 19:38

「滋賀県 確認申請（計画変更・計画通知含む）の審査手数料納付（甲賀土木）」が申請されました。申請内容を確認後、順次処理を行いますので、今しばらくお待ちください。

通常、申請から3開庁日以内にステータスを「完了」へ更新または補正依頼の連絡を行います。3開庁日を経過しても連絡がない場合は、申請窓口となる土木事務所等へご連絡ください。

なお、ステータスが「完了」に更新された日が「滋賀県 確認申請（計画変更・計画通知含む）の審査手数料納付（甲賀土木）」の受付日となります。また、確認済証が交付されるまで工事着手することができません。  
ステータスは以下のURLからご確認ください。

#### ■ 申請の種類

確認申請（計画変更・計画通知含む）の審査手数料納付（甲賀土木）

#### ■ 申請日時

2020-05-25 12:35:52

申請の詳細は、以下のURLからご確認ください。

<https://>

⑬このメールが届いたら、システム上の手数料支払い手続きはできていますが、閉庁日および開庁日の時間外の場合は翌開庁日が受付日となります。  
また、ステータスが「完了」に変更された後も別途本審査のため確認済証等の発行には期間を要します。  
※「審査完了のお知らせ」メールまたは、「補正依頼のお知らせ」のメールが電子申請受付システムから届きます。審査の進捗については申請窓口の土木事務所等へご連絡ください。

## ●対応ステータスの確認

差出人 : noreply@mail.graffer.jp

宛先 : [REDACTED]

CC : [REDACTED]

件名 : 確認申請（計画変更・計画通知含む）の審査手数料納付（甲賀土木） 申請確認のお知らせ

日時 : 2026年07月30日(木) 19:38

---

「滋賀県 確認申請（計画変更・計画通知含む）の審査手数料納付（甲賀土木）」が申請されました。申請内容を確認後、順次処理を行いますので、今しばらくお待ちください。

通常、申請から3開庁日以内にステータスを「完了」へ更新または補正依頼の連絡を行います。3開庁日を経過しても連絡がない場合は、申請窓口となる土木事務所等へご連絡ください。

なお、ステータスが「完了」に更新された日が「滋賀県 確認申請（計画変更・計画通知含む）の審査手数料納付（甲賀土木）」の受付日となります。また、確認済証が交付されるまで工事着手することができません。  
ステータスは以下のURLからご確認いただけます。

- 申請の種類  
確認申請（計画変更・計画通知含む）の審査手数料納付（甲賀土木）
- 申請日時  
2020-05-25 12:35:52

申請の詳細は、以下のURLからご確認いただけます。  
[https://\[REDACTED\]](https://[REDACTED])

申請受付後に送付されるメールに記載の URL より、「申請基本情報(対応ステータスの情報)」、「申請内容」、「支払い情報」が確認できます。

### 確認申請（計画変更・計画通知含む）の審査手数料納付（甲賀土木）

申請番号 7934-4236-3768-8272777

[申請を取り下げる](#) [この申請をもとに新規申請](#)

[申請基本情報](#) 申請内容 支払い情報

申請先  
滋賀県

対応ステータス  
[受付済](#)

手続き名称  
確認申請（計画変更・計画通知含む）の審査手数料納付（甲賀土木）

申請者情報

|        |       |
|--------|-------|
| 種別     | 個人    |
| 氏名     | 滋賀太郎  |
| 氏名(カナ) | シガタロウ |

対応ステータスが「受付済」の場合は確認申請等の本審査は開始されていません。「完了」に変更後に本審査が開始されます。対応ステータスが「完了」に変更された際にメールが送付されます。

## ●申請情報の確認

申請基本情報

申請内容

支払い情報

申請者の情報

申請者の種別

個人

氏名

滋賀太郎

}

上記の審査手数料が正しいことを確認した

通知書の電子交付について

通知書の電子交付を希望する

申請後に届くメールに記載している URL からアクセスし申請内容を確認することができます。

## ●支払い状況の確認

確認申請（計画変更・計画通知含む）の審査手数料納付  
（甲賀土木）

申請番号

この申請をもとに新規申請

申請基本情報

申請内容

支払い情報

明細

| 日時                   | 費目      | 支払い手段    | 金額       |
|----------------------|---------|----------|----------|
| 2026年07月30日<br>19:05 | 確認申請手数料 | クレジットカード | 27,000円  |
|                      | 合計      |          | 27,000 円 |
|                      | 非課税     |          | 27,000 円 |

支払い一覧

申請後に届くメールに記載している URL からアクセスし支払い状況を確認することができます。

## 【Step5】 本審査中での図面等の補正

本審査にて申請書の添付図書等の確認を行い、図書等の不足等があった場合には引受審査時と同様に ICBA 電子申請受付システムにて補正依頼を行いますので、メールを確認いただき図書等の補正をお願いします。

## 【Step6】 確認済証等受取

- 本審査にて補正が完了した場合は確認済証等を交付します。電子交付を希望された場合は ICBA 電子申請システムよりダウンロードをお願いします。紙面による交付を希望された場合は審査先の土木事務所等と連絡を取り窓口等で受取をお願いします。
- 電子交付の場合、確認済証等に主事印は押印されません。押印されたものをご希望の場合は紙面による交付をご希望ください。

(参考)審査完了のメール(システムより)

差出人 : "電子申請受付システム検証環境" <no-reply@afbatest.shinsei-kenchikugyousei-db.jp>  
宛先 : [REDACTED]  
CC :  
件名 : 【電子申請受付システム】 審査終了のお知らせ  
日時 : 2026年07月31日(金) 10:15

様

平素は「電子申請受付システム」をご利用いただき、誠にありがとうございます。  
提出書類において、審査が終了いたしましたので、ご連絡いたします。

■ 申請内容

案件ID : [REDACTED]  
申請者氏名 : 滋賀県 太郎  
建築主事又は指定確認検査機関 :  
申請先組織名 : 滋賀県  
申請先支店名 : -  
審査担当者名 : 甲賀土木事務所  
案件名 : 【甲賀土木事務所】 ○○様邸新築工事  
地名地番 : 甲賀市水口町  
申請種別 : 確認申請  
申請対象 : 建築物  
申請提出日 : 2026.07.09

## 【その他】 取下げ手順等

### 申請の取下げ方法

※しがネット受付サービスの対応ステータスの状況により手順が異なります※

#### (1) しがネット受付サービスの対応ステータスが「受付済」の場合

しがネット受付サービスの対応ステータスが「受付済」の場合は、以下の手順で申請者側から申請をしがネット受付サービス上で取り下げることができます。合わせて、ICBA 電子申請受付システムについても申請取下げをお願いします。

1. 申請時に受信した申請確認メールから「申請の詳細」のリンクを開く。
2. しがネット受付サービスにログインする。
3. 「申請を取り下げる」を選択すると申請を取り下げることができます。

※申請の取下げを行うと、支払いが自動で返金されます。

#### (2)しがネット受付サービスの対応ステータスが「完了」の場合

- ・しがネット受付サービスの申請者側からの取り下げができません。
- ・取下げを行いたい場合は、事前に審査先へご連絡の上、ICBA 電子申請受付システムにて申請者が「申請取下げ」の操作を実施してください。
- ・一度審査された申請(対応ステータスが「完了」)については申請取下げされても返金することができません。

・審査先となる土木事務所等へ連絡してください。

- ▶ [koka-shidou@pref.shiga.lg.jp](mailto:koka-shidou@pref.shiga.lg.jp) (甲賀土木事務所)
- ▶ [kotou-shidou@pref.shiga.lg.jp](mailto:kotou-shidou@pref.shiga.lg.jp) (湖東土木事務所)
- ▶ [takashima-shidou@pref.shiga.lg.jp](mailto:takashima-shidou@pref.shiga.lg.jp) (高島土木事務所)
- ▶ [shidou@pref.shiga.lg.jp](mailto:shidou@pref.shiga.lg.jp) (滋賀県建築開発課)

## 3. よくある質問

### 【建築許可・認定手続きの電子申請について】

Q1:建築許可・認定の手続きについて電子申請は可能か。

A1:現在、建築許可・認定の手続きについては電子申請に対応しておりません。お手数をおかけしますが、別途窓口にて申請をお願いします。

### 【手数料の納付方法について】

Q2:現金集中窓口または窓口でのキャッシュレス決済による手数料納付は可能か。

A2:電子申請時の手数料納付方法としては、しがネット受付サービスのみ利用可能です。  
現金による手数料納付をご希望される場合は、紙面にて申請をお願いします。